介護老人福祉施設　重要事項説明書

１．事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また関係市、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

２．法人の内容

法人名	社会福祉法人勅使会
所在地	豊明市沓掛町勅使８番地１０５
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	松井　樹
電話番号	０５６２－９５－０２００

３．施設の内容

（１）施設名	特別養護老人ホーム第二勅使苑
指定番号	２３７４８００４９４
所在地	豊明市沓掛町勅使８番地５１
管理者の氏名	鈴木　良知
電話番号	０５６２－９５－０２８０
ＦＡＸ番号	０５６２－９５－０２２２
指定を受けた地域	愛知県

（２）施設の従業者体制

	職務内容	
管理者	業務の一元的な管理	１名以上
医師	健康管理及び療養上の指導	１名以上
生活相談員	生活相談及び援助	１名以上
介護支援専門員	支援計画の作成	１名以上
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	３名以上
介護職員	介護業務	２４名以上
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導健康維持のための指導、栄養ケアマネジメント	１名以上
機能訓練指導員	機能訓練	１名以上
事務員	庶務及び会計事務	１名以上

（３）設備の概要

定員　６０名　ショートステイ空床利用型

居室　６０室洗面トイレ付　　１部屋　14.04 ㎡（有効面積　12.61 ㎡）
（１０室*６ユニット）　電動ベット・チェストを備えています。
共同生活室　６室
１室　　78.51 ㎡（有効面積　73.89 ㎡）　生活に必要な備品を備えています。
浴室　各フロアに個人浴槽、他に機械浴を備えています。
洗面所及び便所　各室に整備していますが、必要に応じて各階に設けています。
医務室　必要な医薬品及び医療機器を備えるほか､必要に応じて臨床検査設備を設けています。

４．サービスの内容

（１）基本サービス

①食事

身体状況、疾病状況及び嗜好等を考慮しながら食事を提供します。
朝食　7：30～　昼食　12：00～　夕食　18：00～　おやつ　15：00～

②入浴

入浴又は清拭を週２回以上行い、身体状況に応じた設備を使用して入浴することができます。

③排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

契約者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。
重度化防止のため、できる限り離床に配慮します。
生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
シーツの交換は、週１回　　寝具の消毒は、月１回実施します。

（２）その他のサービス

①理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、ご希望の方は申し出ください。
（料金は施設利用料に組み込んで請求させていただきます）

②貴重品の管理

管理を希望される方は、契約により適切に管理いたします。

③レクリエーション

年間を通じて施設内外の交流会等の行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものがございます。

５．利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。（別紙参照）

６．非常災害対策

施設は、非常災害その他の緊急事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、年２回以上利用者及び従業者等の訓練を行います。

７．緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

８．事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市、関係機関等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった措置について記録し、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行います。

９．守秘義務に関する対策

施設の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

１０．利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

１１．身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者およびその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

１２．苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

窓口担当者　　生活相談員　　野村　陵　　０５６２－９５－０２８０

苦情解決第三者委員　　NPO 法人あいち福祉オンブズマン

FAX にてのみ受付　０５２－２２８－１７３８（FAX）　※相談専用 FAX 用紙　別紙参照

公的機関

豊明市　　長寿課　　０５６２－９２－１２６１

愛知県国民健康保険団体連合会　　０５２－９７１－４１６５

１３．第三者評価の実施状況

実施している	実施していない
【実施日：　　年　　月　　日】	【評価機関名：　　】
【結果の開示状況：　　】	

１４．協力医療機関

相生山病院　　内科　循環器科　呼吸器科　リハビリテーション科
外山歯科医院　　歯科
志岐クリニック　精神科

１５．損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、損害の発生について利用者に故意又は過失が認められた場合は、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

１６．留意事項

面会　　原則　　９：００～１７：３０
面会カードに記帳してください

外出・外泊　　利用者が外出・外泊される時は、事前にお知らせください。
外出届のご記入をお願いします。

病院受診　　ご本人の容態に異常がある場合には、直ちに連絡させていただきます。
入院された場合の手続き等は、家族にて対応してください。

設備・器具　　施設内の居室・設備・器具は本来の用法に従ってください。
これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。

金銭・食品　　金銭については紛失や盗難の恐れがありますので、できる限り持ち込みをされませんようお願いします。
食品等の持ち込み、やりとりの際は、従業者にお申し出ください。

政治・宗教
営業活動　　施設内では、他の利用者等に対する政治活動・宗教活動・営業活動は、固くお断りいたします。

ペット動物　　室内では、ペット動物等の持ち込みや飼育はお断りします。

その他　　利用者本人から相談や要求があったときは、従業員ができる限り解決するよう努力致しますが、内容によってはできかねる場合があります。
そのような場合は家族に連絡致しますのでご協力をお願い致します。

お願い　　従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

介護老人福祉施設サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和　　年　　月　　日

（　施設　）
所在地　　豊明市沓掛町勅使８番地５１
施設名　　特別養護老人ホーム第二勅使苑　　指定番号　２３７４８００４９４

管理者　　鈴　木　　良　知

説明者　　印

私は、契約書及び本書面により、施設から介護老人福祉施設サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

（利用者）

住所

氏名　　印

（利用者代理人）

住所

氏名　　印　（続柄）

特別養護老人ホーム第二勅使苑

料金表

（令和8年8月～）

第一段階　（本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金もしくは生活保護受給者）

介護度	サービス費(単位)　(※1) 各種加算(単位)　(※2)	食費(円) (※3)	居住費(円) (※3)	教養娯楽費 (円)	貴重品 管理費(円) (月額)	合計(月額) 30日計算(円)
要介護1	774	300	880	100	1,500	68,565
要介護2	844					71,146
要介護3	919					73,911
要介護4	990					76,529
要介護5	1059					79,072

第二段階　（本人及び世帯全員が住民税非課税であって、所得金額合計＋公的年金収入額が80万円以下の方

介護度	サービス費(単位)　(※1) 各種加算(単位)　(※2)	食費(円) (※3)	居住費(円) (※3)	教養娯楽費 (円)	貴重品 管理費(円) (月額)	合計(月額) 30日計算(円)
要介護1	774	390	880	100	1,500	71,265
要介護2	844					73,846
要介護3	919					76,611
要介護4	990					79,229
要介護5	1059					81,772

第三段階①（本人及び世帯全員が住民税非課税であって、所得金額合計＋公的年金収入額が80万円超120万円以

介護度	サービス費(単位)　(※1) 各種加算(単位)　(※2)	食費(円) (※3)	居住費(円) (※3)	教養娯楽費 (円)	貴重品 管理費(円) (月額)	合計(月額) 30日計算(円)
要介護1	774	680	1,370	100	1,500	94,665
要介護2	844					97,246
要介護3	919					100,011
要介護4	990					102,629
要介護5	1059					105,172

第三段階②　（本人及び世帯全員が住民税非課税であって、所得金額合計＋公的年金収入額が120万円超の

介護度	サービス費(単位)　(※1) 各種加算(単位)　(※2)	食費(円) (※3)	居住費(円) (※3)	教養娯楽費 (円)	貴重品 管理費(円) (月額)	合計(月額) 30日計算(円)
要介護1	774	1420	1,470	100	1,500	119,865
要介護2	844					122,446
要介護3	919					125,211
要介護4	990					127,829
要介護5	1059					130,372

第四段階　（第1、第2、第3段階以外で1割負担の方）

介護度	サービス費(単位)　(※1) 各種加算(単位)　(※2)	食費(円) (※3)	居住費(円) (※3)	教養娯楽費 (円)	貴重品 管理費(円) (月額)	合計(月額) 30日計算(円)
要介護1	774	1,695	2,066	100	1,500	145,995
要介護2	844					148,576
要介護3	919					151,341
要介護4	990					153,959
要介護5	1059					156,502

（※1）　サービス費、各種加算の単価については、1単位あたり10.45円です。利用者負担は1割となります。
（※2）　各種加算には以下のものが含まれていますが、変動があります。
　　夜勤職員配置加算Ⅱ(ロ)(18単位/日)、　精神科医療養指導加算(5単位/日)
　　看護体制加算Ⅰ(ロ)(4単位/日)、　看護体制加算Ⅱ(ロ)(8単位/日)、
　　栄養マネジメント強化加算(11単位/日)、　個別機能訓練加算(12単位/日)
　　日常生活継続支援加算(46単位/日)　、　科学的介護推進体制加算Ⅰ(40単位/月)
　　生産性向上推進体制加算Ⅱ(10単位/月)、協力医療機関連携加算(50単位/月)
　　高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ(5単位/月)
　　(なお、日常生活継続支援加算はサービス提供体制強化加算18単位に変更となる場合がございます)
　　介護職員等処遇改善加算Ⅰとして、サービス費、各種加算の合計単位数に17.6%が加算されます。
（※3）　食費、居住費は利用者負担段階によって金額が異なります。

その他の加算(対象者のみ)
　　初期加算、療養食加算、経口維持加算、経口移行加算、在宅復帰支援加算、配置医師緊急時対応加
　　褥瘡マネジメント加算、看取り介護加算、安全対策体制加算、退所時情報提供加算、
　　新興感染症等施設療養費

その他実費負担となるもの
　　医療費、理美容代、行事参加費、日用品、個人の趣味・嗜好品、持込家電電気代

料金表

第四段階

（１割負担）

介護度	サービス費(単位)　(※1) 各種加算(単位)　(※2)	食費(円) (※3)	居住費(円) (※3)	教養娯楽費(円)	貴重品 管理費(円) (月額)	合計(月額) 30日計算(円)
要介護1	774	1,696	2,066	100	1,500	145,127
要介護2	844					147,628
要介護3	919					150,309
要介護4	990					152,846
要介護5	1059					155,312

（２割負担）

介護度	サービス費(単位)　(※1) 各種加算(単位)　(※2)	食費(円) (※3)	居住費(円) (※3)	教養娯楽費(円)	貴重品 管理費(円) (月額)	合計(月額) 30日計算(円)
要介護1	774	1,696	2,066	100	1,500	174,659
要介護2	844					179,821
要介護3	919					185,351
要介護4	990					190,587
要介護5	1059					195,674

（３割負担）

介護度	サービス費(単位)　(※1) 各種加算(単位)　(※2)	食費(円) (※3)	居住費(円) (※3)	教養娯楽費(円)	貴重品 管理費(円) (月額)	合計(月額) 30日計算(円)
要介護1	774	1,696	2,066	100	1,500	203,323
要介護2	844					211,067
要介護3	919					219,362
要介護4	990					227,215
要介護5	1059					234,846

（※1）　サービス費、各種加算の単価については、１単位あたり10.45円です。利用者負担は1割となります。
（※2）　各種加算には以下のものが含まれていますが、変動があります。
夜勤職員配置加算Ⅱ（ロ）（１８単位／日）、　精神科医療養指導加算（５単位／日）
看護体制加算Ⅰ（ロ）（４単位／日）、　看護体制加算Ⅱ（ロ）（８単位／日）、
栄養マネジメント強化加算（11単位／日）、　個別機能訓練加算（12単位／日）
日常生活継続支援加算（４６単位／日）　、　科学的介護推進体制加算Ⅰ（40単位／月）、
生産性向上推進体制加算Ⅱ（10単位／月）、協力医療機関連携加算（50単位／月）
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ（5単位／月）
（なお、日常生活継続支援加算はサービス提供体制強化加算１８単位に変更となる場合がございます）
介護職員等処遇改善加算Ⅰとして、サービス費、各種加算の合計単位数に17.6%が加算されます。
（※3）　食費、居住費は利用者負担段階によって金額が異なります。

その他の加算（対象者のみ）
初期加算、療養食加算、経口維持加算、経口移行加算、在宅復帰支援加算、配置医師緊急時対応加算
褥瘡マネジメント加算、看取り介護加算、安全対策体制加算、退所時情報提供加算、
新興感染症等施設療養費

その他実費負担となるもの
医療費、理美容代、行事参加費、日用品、個人の趣味・嗜好品、持込家電電気代